

# 西川区規約

(令和6年4月 改定版)

豊明市西川区

# 西川区規約

## 第1章 総則

(名称及び区域)

第1条 本会は、西川区と称し、その区域は豊明市西川町全域（善波、横井、広原、荒巻、長田、笹原、島原）とする。なお、区内の町内会の数、名称及びその管轄区域は、別に定めるところの西川区規約細則第1条による。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を豊明市西川町善波2番地6（西川会館内）に置く。

(目的)

第3条 本会は良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 各町内会の意見のとりまとめ、その陳情・要望に関すること。
- (2) ふれあい事業として、地域の繋がり、住民の親睦・融和、地域の伝統・文化に関すること。
- (3) 環境・美化事業として、生活環境の整備・清掃・改善に関すること。
- (4) 安心・安全事業として、交通安全、防犯、防災、防火等に関すること。
- (5) 青少年健全育成・福祉事業として、青少年の健全育成及び健康・福祉に関すること。
- (6) 区所有施設・備品及び財産の取得、管理、処分に関すること。
- (7) 上記事業に関連する区内の各種団体との連携及び助成に関すること。
- (8) その他、各町内会相互の情報交換、調整事項に関すること。

## 第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、第1条に定める区域に住所を有し、区内のいずれかの町内会に加入している住民世帯とする。本会は正当な理由がない限り、その区域の住民の加入を拒んではならない。

2 法人その他の団体は、特別賛助会員となり、会務の執行に関して意見・要望を表明することができるが、議決権は有しない。

(会費)

第5条 各町内会は、会員数に応じた会費を年度ごとに区会計に納入するものとする。

2 会費及び会費の徴収方法は、別に定めるところの西川区規約細則第2条による。

### 第3章 役員

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- |                         |            |           |
|-------------------------|------------|-----------|
| (1) 区長                  | 1名         | } (区専任役員) |
| (2) 副区長                 | 1名         |           |
| (3) 会計                  | 1名         |           |
| (4) 青少年健全育成・福祉推進委員長     | 1名         |           |
| (5) 防犯・防災委員長            | 1名         |           |
| (6) 西川会館運営委員長           | 1名         |           |
| (7) 町内会代表 (町内会会長、及び副会長) | 2名 (町内会ごと) |           |
| (8) 防犯・防災委員会委員          | 1名 (町内会ごと) |           |
| (9) 監事                  | 2名         |           |
- (注: (1)~(6)は区専任役員に該当する)

2 本会は、必要に応じて豊明市議会議員又は市議会議員経験者、有識者を顧問として委嘱し、本会の諸事業の推進について助言又は支援を受けることができる。

3 監事は、顧問も含めた他の役員と兼ねることができない。

4 本会の役員の報酬等については、別に定めるところの西川区規約細則第3条による。

(役員職務及び任期)

第7条 本会の役員は、次の職務を行う。

- (1) 区長は、本会を代表し会務を統括し、区を運営する。
- (2) 副区長は、区長を補佐し、区長に事故があった場合はその職務を代行する。また、会務を記録する(書記)と共に、環境・美化事業を担当する。コミュニティ委員長を兼任する。
- (3) 会計は、本会並びに西川会館の出納事務を処理する。
- (4) 各委員長は、区長・他の区専任役員と連携して、担当事業を企画・運営する。  
必要に応じて委員会(区役員会兼)を開催し、活動方針を決め報告等を行う。
  - ・青少年健全育成・福祉推進委員長；青少年健全育成・福祉事業担当  
(詳細は青少年健全育成・福祉推進委員会規則による)
  - ・コミュニティ委員長；ふれあい事業担当(詳細はコミュニティ委員会規則による)
  - ・防犯・防災委員長；防犯・防災事業担当(詳細は西川区自主防災委員会規則による)
  - ・西川会館運営委員長；西川会館の管理・運営担当(詳細は西川会館管理運営規則による)
- (5) 町内会代表は、各町内会の総意を代表して意見を述べると共に、各委員会の委員とし

て委員長を補佐し、活動方針に従って業務を実行する。また、必要情報を各町内に展開し、各町内での活動に反映させる。

(6) 防犯・防災委員会委員は、防犯・防災事業に関して、各町内会の総意を代表して意見を述べると共に委員長を補佐し、活動方針に従って業務を実行する。また必要情報を各町内に展開し、各町内での活動に反映させる。

(7) 監事は、区有財産並びに会計の状況及び事業の執行状況を監査し、不正の事実を発見したときはこれを総会に報告する。

2 区長、副区長、会計の任期は1年とする。

青少年健全育成・福祉推進委員長、防犯・防災委員長、西川会館運営委員長、及び監事の任期は2年とする。(防犯・防災委員長の任期は豊明市自主防災組織連合会理事の選出期間に合わせる)

町内会代表、防犯・防災委員会委員の任期は1年とする。

いずれの職務においても再任を妨げない。

(役員を選出)

第8条 新年度の区専任役員及び監事は、当該年度の区役員会において候補を選出し、総会にて承認を受ける。区専任役員及び監事の候補選出方法の詳細については、別に定めるところの西川区規約細則第4条による。

2 新年度の各町内会代表及び防犯・防災委員会委員は、各町内会にて選出された町内会会長及び副会長、自主防災会会長をもって候補とし、総会にて承認を受ける。

## 第4章 総会

(総会の種別)

第9条 本会の総会は、通常総会と臨時総会の2種類とする。

(通常総会)

第10条 通常総会は、第6条に定める当該年度の区役員、第8条に定める新年度の区役員候補者及び新年度の各町内会班長をもって構成する。

2 通常総会は、次の事項を議決する。

- (1) 新年度の区役員の承認
- (2) 当該年度の事業、決算報告(資産管理を含む)の承認
- (3) 新年度の事業、予算計画(資産管理を含む)の承認
- (4) その他、本会の運営に関する重要な事項

3 通常総会は、年度決算終了後60日以内に開催する。

(臨時総会)

第11条 臨時総会は、本会の会員をもって構成する。

2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 区長が必要と認めたとき。
  - (2) 会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して区長に請求があったとき。
  - (3) 第7条第1項(7)に基づき監事から開催の請求があったとき。
- 3 区長は前項第2号・3号の請求があった時は、請求があった時から30日以内に臨時総会を開催しなければならない。
- 4 区長は臨時総会を招集する場合は、会員に対して会議の目的及びその内容並びに日時と場所を示して、開催日の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

#### (総会の運営)

- 第12条 総会の議長は原則として区長がこれに当たるが、自らも発言・表決できる。
- 2 総会の議事記録は原則として副区長がこれに当たるが、自らも発言・表決できる。
- 3 総会は、第10条第1項又は第11条第1項に定めるもののうち2分の1以上の出席、若しくはこれに代わる委任状の提出により成立する。
- 4 総会の議事は、この規約で別に定めのある場合を除き出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 止むを得ない理由のため総会に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決、又は他の出席者を代理人として表決を委任する事ができる。

#### (総会の議事録作成)

- 第13条 議事録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 第10条第1項又は第11条第1項に定める者の員数及び総会の出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
  - (3) 開催の目的、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上の署名捺印がなければならない。

## 第5章 役員会

#### (役員会の構成)

- 第14条 役員会は、第6条第1項のうち監事を除く役員で構成する。
- 2 役員会は、第6条第2項に基づき顧問をおく場合は、必要に応じ顧問の出席を求める事ができる。

#### (役員会の運営)

- 第15条 役員会は、原則毎月、及び区長が必要と認めるとき招集する。また、委員長からの要請

により各委員会を併設出来るものとする。なお、区長又は町内会会長は各町内会の意見調整のため、随時町内会会長会議を開催することができる。

- 2 役員会は、本規約に定めのある事項のほか次の事項を議決する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 3 その他、運営に関する事項は第12条を準用する。なお、この場合「総会」を「役員会」に、「第10条第1項又は第11条第1項に定める者」を「役員」に読み替えるものとする。
- 4 役員会は、開催の都度その議事録を作成し、区長・副区長が閲覧、捺印するものとする。

## 第6章 資産及び会計

### (資産の構成)

第16条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録の資産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

### (資産の管理及び経費の支弁)

第17条 前条第1項の資産は区長が管理し、別に定めるところの西川区資産・会計管理規則に基づき運用する。監事による監査の後、総会の承認を得なければならない。

- 2 前条第1項を取得又は処分もしくは担保に供しようとする場合は、総会において出席者の3分の2以上の議決を要する。
- 3 本会の経費は、前条の資産をもって支弁する。

### (事業計画及び予算)

第18条 本会の事業計画及び予算は、区専任役員が作成し、新年度の区専任役員候補者が了解の上、通常総会の承認を得なければならない。

- 2 年度開始後予算が議決されるまでの間、新年度の区専任役員は前年度の予算を基準として入金及び出金をする事ができる。

### (事業報告及び決算)

第19条 本会の事業報告及び決算は、区専任役員が事業報告書、収支計算書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、当該会計年度終了後60日以内に通常総会の承認を受けなければならない。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。  
但し、行事・引継ぎ日程上の都合により、予算・活動内容に影響・変更のない範囲での前後は可能とする。この場合は、事前に役員会で審議・了解を得ることとする。

## 第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第20条 この規約（細則を含む）の変更は、総会において出席者の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 この規約を変更した場合は、区長は変更後の規約を速やかに豊明市役所に提出するものとする。但し、第2条に定める区又は区内の各町内会の区域を変更する場合は、区長は、事前に豊明市役所に所定の様式で申し出を行い、その承諾を得るものとする。

(解散及び残余財産の処分)

第21条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

2 総会の議決により解散する場合は、全会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において全会員の4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第8章 雑則

(備え付け帳簿及び書類)

第22条 本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿及び財産目録等の資産の状況を示す書類を備え、保管しなければならない。

(細則・付則事項)

第23条 規約関連事項の詳細を細則とする。細則の変更は、第20条第1項による。

2 規約・細則にはない補助的な規則で、主に役員の実務執行上の目安とすべき事柄を付則とする。

付則の変更は、役員会で出席者の過半数をもって議決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

この規約は、設立総会の議決を経て、平成9年4月1日より施行する。

改定1. 平成15年度 総会の議決を経て改定し、平成15年4月1日より施行。

改定2. 平成19年度 総会の議決を経て改定し、平成19年4月8日より施行。

改定3. 平成25年度 総会の議決を経て改定し、平成25年4月14日より施行。

改定4. 令和元年度 総会の議決を経て改定し、令和2年4月12日より施行。

改定5. 令和2年度 総会の議決を経て改定し、令和3年4月12日より施行。

改定6. 令和5年度 総会の議決を経て改定し、令和6年4月14日より施行。

主な変更点； 役員業務分担の再編並びに役員の名称及び任期の明確化。

## 西川区規約 細則

西川区規約第1条、同第5条第2項、同第6条第4項並びに同第8条第1項の細則を以下の通り定める。

(区内の町内会の数、名称及びその管轄区域)

第1条 西川区は次の6町内会で構成する。

名 称	管轄区域
西川町内会	善波、横井、広原の一部、荒巻
長田西町内会	長田の一部
長田東町内会	長田の一部、広原の一部
笹原西町内会	笹原の一部
笹原東町内会	笹原の一部、島原の一部
島原町内会	島原の一部

(会費及び会費の徴収方法)

第2条 本会の会費（以下区費）は以下の通りとする。

(1) 会員（西川区規約第4条第1項に定める会員）…… 1,500円 / 年・世帯

各町内会にて各種会員がある場合でも、区規約に基づき(2)以外の全会員を対象とする。

(2) 特別賛助会員（同第4条第2項に定める法人その他の団体）については、区費を徴収しない。

2 各町内会は毎年会員状況を確認し、相当区費を年1回区会計に収める。

(役員の報酬)

第3条 西川区役員の年間報酬は、以下の通りとする。

(1) 区長…………… 5万円 / 年

(2) 副区長…………… 3万円 / 年

(3) 会計…………… 3万円 / 年

(4) 委員会 委員長…………… 3万円 / 年

・青少年健全育成・福祉推進委員長

・コミュニティ委員長

・防犯・防災委員長

・西川会館運営委員長

(5) 町内会会長…………… 2万円 / 年

(6) 町内会副会長…………… 1万5千円 / 年

(7) 防犯・防災委員会委員…………… 1万5千円 / 年

(8) 監事…………… 5千円 / 年

- 2 但し年度の途中で退任（やむを得ない場合に限る）、又は役職変更した場合は、在職期間の報酬を支給する。なお最大期間は年度につき12か月までとする。
- 3 区専任役員を兼務する場合は合算の値とするが、区長職の報酬を超えないものとする。町内会役員内での兼務の場合は、重複での支給はしない。

（区専任役員及び監事候補の選出方法）

第4条 新年度の区長には当該年度の副区長を、新年度の副区長には当該年度の会計を候補として選出する。

- 2 新年度の会計及び委員長候補については、下記の手順とする。
  - (1) 立候補及び推薦があれば、これを役員会で検討して選出する。
  - (2) 付則2：『西川区専任役員輪番選出表』に基づき該当ブロックより候補者を選出し、これを役員会で検討する。
  - (3) 役員会で新年度候補者を選出する。
- 3 新年度の監事候補は、区長経験者等の中より役員会で選出する。

この細則は、設立総会の議決を経て平成9年4月1日より施行する。

- 改定1. 平成14年度 総会の議決を経て改定し、平成14年4月1日より施行。
  - 改定2. 平成15年度 総会の議決を経て改定し、平成15年4月1日より施行。
  - 改定3. 平成19年度 総会の議決を経て改定し、平成19年4月8日より施行。
  - 改定4. 平成25年度 総会の議決を経て改定し、平成25年4月14日より施行。
  - 改定5. 平成27年度 総会の議決を経て改定し、平成28年4月10日より施行。
  - 改定6. 令和元年度 総会の議決を経て改定し、令和2年4月12日より施行。
  - 改定7. 令和2年度 総会の議決を経て改定し、令和3年4月12日より施行。
  - 改定8. 令和4年度 総会の議決を経て改定し、令和5年4月13日より施行。
  - 改定9. 令和5年度 総会の議決を経て改定し、令和6年4月14日より施行。
- 主な変更点； 西川区専任役員輪番選出の変更に伴う表記の見直し。

## 西川区規約 付則

- 1 慶弔行事への参加及び参加時の祝儀等について；
  - (1) 区へ祝事や地元神社例大祭等の行事へ招待が来た場合は、慣例や社会状況等を鑑み、区長は副区長と相談して、参列及び祝儀の要否等を決める事が出来る。
  - (2) 区の会員や関連先から弔事の連絡があった場合は、遺族の意向を尊重し、区長は町内会会長と相談して、参列及び香典の対応を決める。身近な人への委託も可とする。
  - (3) 祝儀、玉串料、香典の金額は、5,000円を目安とする。
  
- 2 細則第4条第2項に規定の西川区専任役員輪番選出について；
  - (1) 添付の『西川区専任役員輪番選出表』により選出する。役員を選出時期を事前に決めておくことで、区専任役員の円滑な選出を図る。
  - (2) 選出は各ブロック（西川ブロック：西川町内会、笹原ブロック：笹原東西町内会、長田・島原ブロック：長田東西町内会と島原町内会）の持ち回りとするが、各ブロックの規模（総世帯数等）に応じて負担を調整する。従って、著しい会員変動があり、役員会にて変更が必要との決議がなされた場合は見直しする。
  - (3) 会員情報は毎年会員名簿にて確認する。
  - (4) 委員長候補の選出においては、該当ブロックの申し出があれば、役員会での承認をもって、業務・任期を複数の者で逐行してもよい。
  
- 3 各町内会、その他支援団体の提出物について；
  - (1) 活動推進の為、各町内会は、毎年度下記情報を区に提出する。
    - ① 会員名簿（必要回覧数、会員種別を含む）
    - ② 総会資料・議事録（活動報告、活動計画、決算報告、予算案等）
    - ③ 町内会規約（変更時）
    - ④ 補助金受取口座情報
    - ⑤ 町内会主催行事予定（秋の公園清掃、防犯防災設備・備品点検）
    - ⑥ （8月）敬老の日 お祝い受領対象者情報、防犯灯電気料金情報  
（12月）次年度役員（候補）選出結果
  - (2) 担当区専任役員は、活動状況把握・支援継続の為、支援団体より必要に応じて下記情報を入手する。
    - ① 会員名簿
    - ② 総会資料・議事録（活動報告、活動計画、決算報告、予算案等）
    - ③ 団体規約（変更時）
    - ④ 補助金受取口座情報

4 本規約内に記載されている規則等について；

改定にあたっては、区長または担当委員長が起案し、区役員会または当該委員会において承認する。

- (1) 青少年健全育成・福祉推進委員会規則；青少年健全育成・福祉事業の運営方法について。
- (2) コミュニティ委員会規則；ふれあい事業の運営方法について。
- (3) 西川区自主防災委員会規則；防災事業の運営方法について。
- (4) 西川会館運営委員会規則；西川会館の運営方法について。
- (5) 西川区資産・会計管理規則；区（西川会館を含む）財産の管理・会計業務の進め方について。

この付則は、平成10年度の総会の議決を経て、平成10年4月1日より施行する。

平成15年4月改定発行	監修	萩原一善	相羽 均
平成19年4月改定発行	区長	佐藤博志	副区長 早川浩洋
平成28年5月改定発行	区長	相原康男	副区長 近藤恵子
令和3年3月改定発行	区長	小西良光	副区長 佐藤真弘
令和4年3月改定発行	区長	佐藤真弘	副区長 永井光久
令和5年3月改定発行	区長	永井光久	副区長 加古 宏
令和6年4月改定発行	区長	加古 宏	副区長 安野泰史

主な変更点；西川区専任役員輪番選出の変更に伴う見直し。

## 『西川区専任役員輪番選出表』

6町内会を右記の如く3ブロックに分け、下記の輪番選出とする。 会計、青少年健全育成・福祉推進委員長、防犯・防災委員長、西川会館運営委員長を選出する。

ブロック	西川	笹原	長田・島原
町内会	西川	笹原東・西	長田東・西と島原

令和	年度	区長	副区長	会計	青少年健全育成・福祉推進委員長	防犯・防災委員長	西川会館運営委員長
5	2023	笹原西	長田東	笹原西	西川	長田西	
6	2024	長田東	笹原西	笹原東			長田東
7	2025	笹原西	笹原東	西川	長田・島原	笹原	笹原
8	2026	笹原東	西川	長田・島原			笹原
9	2027	西川	長田・島原	笹原	西川	長田・島原	西川
10	2028	長田・島原	笹原	長田・島原			西川
11	2029	笹原	長田・島原	西川	笹原	長田・島原	笹原
12	2030	長田・島原	西川	長田・島原			笹原
13	2031	西川	長田・島原	笹原	長田・島原	西川	長田・島原
14	2032	長田・島原	笹原	西川			長田・島原
15	2033	笹原	西川	長田・島原	西川	笹原	長田・島原
16	2034	西川	長田・島原	笹原			長田・島原
17	2035	長田・島原	笹原	西川	笹原	長田・島原	長田・島原
18	2036	笹原	西川	笹原			長田・島原
19	2037	西川	笹原	長田・島原	笹原	西川	
20	2038	笹原	長田・島原	笹原			西川